

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年9月

岡山市人事委員会



岡人委第 161 号
令和 4 年 9 月 28 日

岡山市議会議長 和氣 健 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 職員給与と国家公務員給与との比較	6
6 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要	7
8 むすび	11
(1) 本年の給与改定	11
(2) その他給与に関する諸課題	13
(3) 人事管理に関する諸課題	13
9 おわりに	21
別紙第2 勧告	23

参考資料	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	31
3 生計費関係	49
4 労働経済関係	51

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年9月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も労働者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年4月1日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和4年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,155人であった。このうち行政職給料表適用者（3,852人）から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と令和4年4月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,707人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目	職員給与実態調査		うち 公民給与比較対象職員
	対象職員		
人 数	7,155 人		2,707 人
平均年齢	41.6 歳		44.3 歳
平均経験年数	19.2 年		22.0 年
学歴構成	大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	84.4% 7.0% 8.2% 0.4%	80.2% 5.4% 13.3% 1.1%
平均給与月額	給 料 扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 初任給調整手当 合 計	344,140 円 9,059 円 11,010 円 6,822 円 9,277 円 25 円 159 円 380,492 円	346,683 円 10,451 円 11,344 円 6,241 円 15,090 円 55 円 0 円 389,864 円

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内の328の民間事業所から、人事院において無作為抽出された125事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、一昨年、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動

に大きな影響が生じている中での調査となつたが、民間事業所の格段の理解と協力を得て、調査の完了率は 86.3% と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなってい
る。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 28.0% (昨年 22.7%)、高校卒で 33.0% (同 39.0%) であり、昨年に比べ大学卒で 5.3 ポイント増加、高校卒で 6.0 ポイント減少している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 72.0% (同 74.8%)、高校卒で 67.0% (同 61.0%) となつてお
り、昨年に比べ大学卒で 2.8 ポイント減少、高校卒で 6.0 ポイント増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 197,025 円 (同 195,809 円)、高校卒で 167,633 円 (同 164,314 円) となつてお
る。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

項目 学歴	新規学卒者 の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	49.9	(28.0)	(72.0)	(0.0)	50.1
高校卒	20.8	(33.0)	(67.0)	(0.0)	79.2

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

学歴 職種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	197,025 円	179,851 円	167,633 円

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 193,949 円、短大卒 170,156 円、高校卒 159,135 円である。

② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.7%（昨年25.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は9.9%（同16.8%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係 員	29.7	9.9	0.0	60.4
課長級	24.0	9.1	0.0	66.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.4%（昨年90.3%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.0%（同18.8%）、減額となっている事業所の割合は4.7%（同6.9%）、定期昇給を中止した事業所の割合は1.2%（同1.1%）となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は61.6%（同64.6%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化 なし		
係 員	92.6	91.4	25.0	4.7	61.6	1.2
課長級	84.8	82.4	22.3	4.7	55.3	2.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第19表(P47) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均791円(0.20%)下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [(A)-(B)]/(B)×100
390,655円	389,864円	791円 (0.20%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額の4.40月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月)が、民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	332,435 円
	上半期(A2)	331,836 円
特別給の支給額	下半期(B1)	747,695 円
	上半期(B2)	713,758 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.25 月分
	上半期(B2/A2)	2.15 月分
	年 間	4.40 月分

(注) 「下半期」とは令和 3 年 8 月から令和 4 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和 3 年地方公務員給与実態調査によると、令和 3 年 4 月時点における国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する本市一般行政職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の指数を 100 とした場合の本市職員の指数は、100.5 となっている。

6 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 2.5%、岡山市で 1.6% の増加となっている。

（参考資料 4 労働経済関係 第 22 表(P52,53) 参照）

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 173,790 円、192,910 円及び 212,010 円となっている。

（参考資料 3 生計費関係 第 21 表(P50) 参照）

7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円(0.23%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳]

[改定の内訳：俸給 818円、はね返り分(注)103円] (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月 [公務の平均支給月数 4.30月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6级以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6ヶ月期	12ヶ月期
令和4年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	1.00月	1.00月

<実施時期>

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点での必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に応じた勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

8 むすび

(1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に関する基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップや定期昇給を実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、新規学卒者の初任給は、いずれの学歴区分においても本市職員の初任給を上回っている。

国においては、人事院が、月例給及び特別給について3年ぶりに引き上げることとし、前述の「7 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要」のとおり勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を791円(0.20%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.30ヶ月)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.40ヶ月)を0.10ヶ月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を791円(0.20%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表の改定については、本年の人事院勧告における改定の内容を踏まえた上で、職員の実態に応じ、改定を行うことが適当である。具体的には、民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給については、大学卒は2,600円程度、高校卒は3,400円程度引上げ、これを踏まえ、若年層に重点を置き、初任の係長級職員の中で若い職員にも一定の改善が及ぶようにしつつ、より一層職務給に応じた給料表となるよう改定を行うことが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮し

た改定を行うことが必要である。

また、教育職給料表(3)については、教育職員の職務等の特殊性、他の地方公共団体の状況及びこれまでの改定の経緯等を踏まえた改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から国との均衡を保ってきたところであり、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12ヶ月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降については、6ヶ月期及び12ヶ月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

この結果、本年12ヶ月期及び令和5年6ヶ月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数 (単位：月分)

区分		令和4年 12ヶ月期	令和5年度以降		
			6ヶ月期	12ヶ月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	2.4 (2.0)
	勤勉手当	1.05 (1.25)	1.0 (1.2)	1.0 (1.2)	2.0 (2.4)
	計	2.25 (2.25)	2.2 (2.2)	2.2 (2.2)	4.4 (4.4)
再任用職員	期末手当	0.675 (0.575)	0.675 (0.575)	0.675 (0.575)	1.35 (1.15)
	勤勉手当	0.5 (0.6)	0.475 (0.575)	0.475 (0.575)	0.95 (1.15)
	計	1.175 (1.175)	1.15 (1.15)	1.15 (1.15)	2.3 (2.3)

(注) ()内は特定管理職員の支給月数である。

③ 改定の実施時期

①の月例給については、本年 4 月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年 4 月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(2) その他給与に関する諸課題

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて引き続き検討していく必要がある。

(3) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成

社会経済情勢や自治体を取り巻く環境が急速に変化する中、複雑化・高度化する行政課題に応えていくためには、幅広い視野を持って、環境の変化に的確に対応するとともに、常に市民の立場で考え、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

少子化の進行による受験年齢人口自体の減少や新型コロナウイルス感染症の影響、デジタル社会の推進、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大きく変わりつつある中、公務志望者は減少傾向となっている。本市における人材確保に関しても、厳しい状況が続いている。一部の専門職種等では受験者が特に少なくなっている。

その中で本市は、職員採用試験の受験者確保のため、様々な方法で広報活動の充実に努めてきた。また、受験しやすい環境を提供するための試験内容や申込方法の見直しに加え、職務ガイドの作成・配布なども行ってきた。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市で働くことの魅力ややりがい、職場の雰囲気を直接伝えることができる採用説明会を対面方式で開催することが困難な状況の中、オンライン方式による開催をより一層進めている。引き続き、人材確保活動を積極的に行うとともに、より多くの有為で多様な人材に公務を目指してもらうための環境整備等を含めた新たな取組も必要となっている。

今後は、採用試験の在り方を見直すなど、時代環境に適応できる能力を有する多様で有為な人材を行政の担い手として継続的に確保するための取組を着実に進めていくことが必要である。

障害者雇用については、引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していくとともに、合理的配慮の提供等を適切に行っていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させて、組織全体で職員の能力開発・人材育成に取り組んでいくとともに、個々の職員がその能力や経験を十分に發揮し、意欲をもって全力で働く環境を整えていくことが必要である。また、職員が自らのキャリア形成に対する不安要因を緩和し、自律的に考えられるようにするため、任命権者においては、成長機会を積極的に付与することが期待される。

そのために、引き続き管理職員のみならず、係長級、副主査級などの監督職、中堅職員に対しても、職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修のほか、若手職員の育成や職員一人ひとりのキャリア形成を支援するための研修等の継続的な実施が必要である。加えて、公務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進する観点から、デジタル分野の基礎的な知識を有する人材を育成するための研修も求められる。

また、若手職員の多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施しつつ、一方で、専門性習得が必要な場合は長めのローテーションとするなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められており、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。また、国においては令和4年10月から、能力・実績をきめ細かく的確に把握するための評語の細分化等が施行される予定である。人事院では、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果を任用、給与等により適切に反映するための人事院規則の改正を令和3年12月に行ったところであり、引き続き、国の動向を注視していくことが必要である。

公務員倫理の確保については、職員による不祥事の発生は市民の信用を著しく損なうものであることから、職員にあっては、一部の職員による不祥事を他人事と考えず、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公

務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

② 女性職員の活躍推進

市政を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、多様性と活力をもった組織として持続的成長を実現していくためには、性別にかかわりなく、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、課長相当職以上に占める女性職員の割合が令和4年4月1日時点で16.9%に到達したところである。一方で、各役職段階に占める女性職員の割合の伸び率は、課長補佐級、係長級で課長級よりも低い状況にある。令和3年度に改定された特定事業主行動計画においては、令和8年4月1日までに課長級以上に占める女性職員の割合を20%とする目標を設定するとともに、女性職員を課長補佐級や係長級へ積極的に登用することで、次世代を担う人材を育成していくこととしている。

また、女性は結婚、出産、育児等のライフイベントがキャリア形成に与える影響が大きいため、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションの実施、多様な職域・職務への登用及び各種研修の実施によるキャリア形成支援等を行っているところである。今後、すべての職員は性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、互いを尊重するという意識を、研修等を通じてこれまでに以上に醸成し、性別にかかわらず誰もが活躍することができる職場環境づくりを推進していくことが重要である。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進による職場環境の整備など継続的な取組が必要である。また、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和4年10月1日に施行される予定であり、育児と仕事を両立する環境整備がさらに進むことが期待される。

社会全体で女性活躍を推進していく視点から、男性職員の家事・育児・介護等への参加をさらに促進していくことが重要である。全ての職員が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、任命権者においては、引き続き、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革による働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進していくことが必要である。

③ 仕事と家庭の両立支援

職員がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たしながら、出産や子育て、家族の介護等に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を確保しながら健康で豊かな生活を送ることができる職場環境を整備することが求められている。このことは、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも、人材確保の観点からも極めて重要である。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の実現を目的とし、男性職員の子育て休暇や出産補助休暇、育児休業等について、数値目標を掲げて取り組んでおり、一定の成果が見られている。

人事院は、令和4年の人事院勧告及び報告の中で、「働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択出来ることが重要である。また、新たなニーズと仕事の両立支援が一層重要なことから、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討のほか、介護休暇や自己啓発等休業制度等についても必要な調査研究を行う」としている。

国や他都市の動向等を踏まえながら、必要となる措置を検討するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日から施行されることを契機として、仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度の周知や、職員が個々の事情やライフステージに応じて円滑かつ適切に制度を活用することができるような環境の醸成など、性別や雇用形態にかかわりなく仕事と家庭を両立して活躍できるための職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。

また、働き方改革の推進はワーク・ライフ・バランスの実現等に欠かすことができないところである。今もなお、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化している状況において職員が一丸となって精励していることも踏まえ、任命権者は業務の見直しやデジタル技術の活用、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備等に継続して努めていくことが必要である。

④ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市における令和3年度の職員1人当たりの1月当たり超過勤務時間数は、長期化している新型コロナウイルスへの対応に加え、選挙の実施等も影響し、平均14.6時間と前年度から増加している。また、各部署の業務の状況によっては、多くの超過勤務が依然として発生しているところである。

本市の長時間労働の是正への取組として、労働時間の適正な把握及び適切な管理のための具体的手順等の再周知、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーの徹底とともに、特に7月と8月の2ヶ月間を「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」とし、定時退庁や早出遅出勤務の活用、計画的な休暇の取得、テレワークの活用を推進している。また、平成31年4月から「岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」により、時間外勤務時間の上限を定め、一層適切な業務体制や時間外勤務の管理に取り組んでいる。さらに、新型コロナウイルス感染症への継続的な対応等のため、超過勤務時間が大きく増加している部署が見られる中、任命権者においては、人員の再配置による増員や全庁的な応援体制の整備などにより対処してきたところである。引き続き、状況に応じた適切な対応が必要となる。

また、教育職員の勤務時間については、依然として長時間勤務が常態化している状況にある。教育委員会においては、令和2年3月に「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員に係る勤務時間の上限や在校等時間の把握、健康確保等について定めている。また、勤務時間の客観的な把握及び管理のために、令和3年4月から全岡山市立小・中・高等学校にICカードを利用した打刻システムを導入したところである。引き続き、教育委員会においては、各学校における運用状

況を確認し、その結果を踏まえ、周知、指導をより一層徹底する等、適切な勤務時間の管理を行っていく必要がある。あわせて、部活動指導員配置事業や自動応答電話の利用などの取組を推進しながら、上記方針に基づく措置を適切に講じていく必要がある。

各職場においては、管理職員がマネジメント能力を一層発揮し、自身も含めた職員の勤務時間や業務量等の勤務実態を適切に把握し、業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。また、任命権者においては、引き続き、これらの重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適正な配置を行いながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要である。

⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し、職務に従事することは、質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上で不可欠であり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしている状況において、本市職員は強い使命感を保ちながら、それぞれの職務に全力で取り組んでいるところであるが、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、職員の疲労の蓄積が憂慮される。任命権者及び管理監督者においては、引き続き職員が、普段以上に安全にかつ安心して働くことができる環境づくりに取り組むことはもとより、職員の負担が過度のものとならないよう、特に業務量が増加している関係部署の職員に対しては、適切に産業医面接を実施する等、より健康管理上の配慮を欠かさないことが必要である。職員一人ひとりにおいても、引き続き感染防止に努めながら、自身的健康を大切にすることが必要である。

また、本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルス不調によるものが依然として最も多い状況にある。このため、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課は、引き続き有機的な連携を取り、ストレスチェックの実施とその結果に基づくカウンセリングや産業医面接の実施、セルフケア・ラインケアに関する意識向上のための研修等、相談窓口の周知、職場復帰訓練等を行い、職員の精神疾患等による休職等の未然防止、また、休職者の円滑な職場復帰や再発防止に資する総合的な対策を、より

一層推進していくことが必要である。

さらに、職場におけるハラスメントが、個人の尊厳を侵害し、メンタルヘルスの不調の一因になり得ること等も踏まえ、任命権者においては、引き続き、研修の実施や「ハラスメント防止ハンドブック」等の活用により、職員一人ひとりの正しい理解を促し、それぞれの意識を高めることをもって、ハラスメントを許さない職場づくりを推進していくことが必要である。また、専用相談窓口等を通じ、関係者が迅速に、連携を取って対応することにより問題を把握し解決に導くことも含め、ハラスメント防止のための実効性ある取組を継続していく必要がある。

心身の不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応のためには、職員間のコミュニケーションをより積極的に行って相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

⑥ 高齢期の雇用問題

少子高齢化が進展し、若年労働力人口が減少していく中、引き続き多様な行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。

現在、本市においては、公的年金支給開始年齢の引上げに伴い、定年退職者の多くが自己の能力及び経験を活かし再任用職員として職務に励んでいるところである。

国家公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が成立し、管理監督職勤務上限年齢による降任・転任及び定年前再任用短時間勤務制度が設けられるとともに、当分の間の措置として、60 歳を超える職員の給与の水準を 60 歳前の 7 割に設定することとされた。

あわせて「地方公務員法等の一部を改正する法律案」が成立し、地方公務員の定年についても国家公務員の定年を基準として同様の措置を講ずることとされた。本市においても、改正法の趣旨を踏まえて、定年引き上げに関する制度設計を進め、令和 4 年 6 月に条例改正を行ったところである。

人事院は、令和 4 年の人事院勧告及び報告の中で、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」における具体的な取組事項の一つに、65 歳までの定年引上げを見据えた、60 歳前の各職員層及び 60 歳を超える職員の給与水準を掲げている。

本市においても、定年の引上げにあたっては、組織の新陳代謝を図りつ

つ、高齢層職員が健康で、士気を保ち、その経験、技術を十分に発揮することができ、家族の介護等をしながらでも、様々な形で活躍できる制度としていくことが必要であるため、国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえ検討していく必要がある。

⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑・多様化した行政ニーズに的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、責任と使命感を持ち職務にあたっており、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために、人事院が一体的に講じるとした休暇・休業等の措置については、非常勤職員も対象とされている。本市においても、国の取扱いの趣旨を踏まえた改正が行われてきたところであるが、引き続き、職員それぞれにとって利用しやすい職場環境を整備していく必要がある。

任命権者においては、会計年度任用職員制度が適正かつ円滑に運用されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

また、任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、人材確保の観点からも、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努める必要がある。

9 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考える。

また、新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしている状況において、本市職員は市民の安全・安心のため、強い使命感を保ちながら、それぞれの職務に全力で取り組んでいるが、対応が長期化している職員の疲労の蓄積が憂慮されるところである。任命権者においては、職員への健康管理上の配慮はもとより、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備などに継続して取り組むことにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現等に努めていくことが必要である。そして、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第2

勧告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表及び諸手当の改定

(1) 給料表

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、本市職員の給与と民間給与の較差を解消するため、給料表を改定すること。

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第1報告のむすびで述べたとおり改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

參 考 資 料

目 次

参考資料

1 職員給与関係	1
令和4年 職員給与実態調査の概要	2
第1表 給料表別平均給与月額等	4
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数	19
第4表 扶養手当の支給状況	27
第5表 住居手当の支給状況	27
第6表 通勤手当の支給状況	28
第7表 管理職手当の支給状況	29
第8表 給料表別、級別再任用職員数	30
2 民間給与関係	31
令和4年 職種別民間給与実態調査の概要	32
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	33
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	34
第11表 民間における初任給の改定状況	43
第12表 職種別、学歴別初任給	43
第13表 民間における給与改定の状況	44
第14表 民間における定期昇給の実施状況	44
第15表 民間における家族手当の支給状況	45
第16表 民間における在宅勤務手当の支給状況	45
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第18表 民間における特別給の支給状況	46
第19表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	47
第20表 公民給与比較における役職段階の対応関係	48
3 生計費関係	49
令和4年4月の標準生計費算定方法	50
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)	50
4 労働経済関係	51
第22表 労働経済指標	52

1 職員給与關係

1 職員給与関係

令和4年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

令和4年4月1日

(3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

①技能労務職員

②企業職員

③臨時的任用職員

④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく採用者)

⑤会計年度任用職員

⑥調査期日現在短時間勤務職員（再任用職員以外の者に限る。）

⑦調査期日現在休職中の職員

⑧調査期日現在休業中の職員

⑨調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員

⑩調査期日現在停職、減給中の職員

⑪調査期日現在派遣されている職員

(4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

(5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

(6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（1）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭及び実習助手等
教育職給料表（2）	幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び講師
教育職給料表（3）	岡山市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、保育教諭
医療職給料表（1）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（2）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（3）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（1）の適用を受ける者以外の職員

第1表 紙料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給							
		性別構成比							
		男	女	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当
人	%	%	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,852	69.0	31.0	336,517	11,157	10,970	6,440	12,555	47
教育職給料表（1）	1	*	*	*	*	*	*	*	*
教育職給料表（2）	111	0.0	100.0	345,668	4,050	10,878	3,898	12,892	0
教育職給料表（3）	2,716	44.1	55.9	359,909	7,246	11,149	7,110	5,369	0
保育幼児教育職給料表	277	4.0	96.0	309,174	3,083	9,489	8,353	4,042	0
医療職給料表（1）	5	40.0	60.0	565,640	5,600	101,933	0	65,840	0
医療職給料表（2）	50	34.0	66.0	352,636	6,910	11,047	6,644	8,698	0
医療職給料表（3）	109	0.9	99.1	270,201	1,927	8,164	12,435	0	0
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	34	50.0	50.0	417,857	8,059	12,880	6,897	3,429	0
計	7,155	54.5	45.5	344,140	9,059	11,010	6,822	9,277	25
公民給与比較 対象職員	2,707	68.7	31.3	346,683	10,451	11,344	6,241	15,090	55

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。
 5 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（第2表について同じ。）
 6 教育職給料表（1）については、職員数が1人であるため、「*」としている。また、第2表、第3表、第7表は省略している。
 7 再任用職員は含まれていない。（以下第7表までについて同じ。）

与 月	額			合計	平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
	小計	通勤手当	その他 手当				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円 0	円 377,686	円 7,779	円 0	円 385,465	歳 42.6	年 20.4	% 75.6	% 8.4	% 15.2	% 0.8
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	377,386	7,787	0	385,173	41.4	19.0	90.1	9.9	0.0	0.0
0	390,783	7,935	5,349	404,067	40.7	18.0	98.6	1.4	0.0	0.0
0	334,141	7,505	0	341,646	37.8	16.1	63.9	36.1	0.0	0.0
204,520	943,533	6,886	0	950,419	56.2	31.7	100.0	0.0	0.0	0.0
2,300	388,235	6,272	0	394,507	45.9	23.0	70.0	30.0	0.0	0.0
0	292,727	7,598	0	300,325	32.6	9.9	89.9	10.1	0.0	0.0
0	449,122	6,395	8,165	463,682	48.9	25.8	100.0	0.0	0.0	0.0
159	380,492	7,806	2,069	390,367	41.6	19.2	84.4	7.0	8.2	0.4
0	389,864	7,407	0	397,271	44.3	22.0	80.2	5.4	13.3	1.1

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1						1		
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								1
8								
9	4							
10								
11								
12	2							
13	4					1		1
14								2
15								2
16	2			1				8
17								3
18	1	2	1	1				5
19								
20	9	5	3	1				1
21	1			1				1
22	2	6	1	1				1
23								
24		7	1					
25	1							
26	3	22	3	2				1
27	1	5	2	3				
28		49	2				3	
29	68	3		1			4	
30	4	11	14	4			2	
31		2		2			5	
32	54	38	6	6		1	21	
33	16	4	2	3		2	1	
34	8	49	9	1		3	12	
35	1	1	6	1		3	3	
36	12	34	8			4	4	
37	11	2	1		1	3	6	
38	53	45	17			7	3	
39	1	4	7			10	2	
40	19	31	14	8		6		
41	12	3	8	5	2	19		1
42	50	33	5			21		
43	1	5	1	1		11		
44	21	14	12	16	6	16	1	
45	8	4	17	4	2	14		
46	57	13	13	4	3	10		
47		5	5	28	3	6		
48	18	6	38	6	9	14		
49	10	15	7	3	3	13	3	
50	76	12	6	14	12	6		
51	1	13	10	2	5	12		
52	15	12	35	1	25	9		
53	2	4	3	3	3	8		
54	43	9	4	5	10	3		
55	1	3	41	28	9	8		
56	44	4	17	3	13	3		
57	8	1	11	1	3	10		
58	42	2	25		3	6		
59	1	2	9	13	8	6		
60	42	5	4	4	7	2		
61	4	6	11	1	3	1		
62	19	2	6	3	7			
63	4	1	36	30	11	3		
64	47	6	12	1	6	1		
65	6	4	19	5	9	3		
66	15	4	11	10	19			
67	2	2	40	31	12			
68	2	8	13	5	6			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
69	人 4	人 2	人 12	人 10	人 18	人	人	人
70	1	3	16	2	4			
71	1	6	18	22	28			
72	7	4	8	4	5			
73	3	4	7	7	11			
74	1	3	5	3	10			
75			36	7	23			
76	5	3	10	6	10			
77		3	8	3	19			
78	1		4	9	6			
79		4	30	9	11			
80	5	2	8	4	4			
81	1	2	12	6	8			
82		1	2	12	11			
83	3	3	13	12	15			
84	4	2	14	5	8			
85		2	7	4	2			
86	5	1	11	7	5			
87		1	15	22	5			
88	1	1	9	10	2			
89		1	5	5	4			
90	2	2	13	5	5			
91	2	4	14	16	3			
92	2	3	11	3	2			
93	2		11	5	6			
94	7	1	15	11				
95			10	10				
96	4		8	3				
97	1	1	13	5				
98	3	2	3	9				
99			4	8	12			
100			9	4				
101		1	5	4				
102			3	2				
103		1	15	4				
104	6	2	4	1				
105	11		5	5				
106		6	2	1				
107		2	7	2				
108		2		2				
109			8	3				
110		2	4	1				
111		1	9					
112		2	4					
113		1	1					
114		4	5					
115		1						
116								
117			6					
118		5						
119		3						
120		3						
121		5						
122		4						
123		2						
124		2						
125		2						
126								
127								
128		5						
129		25						
計	910	670	959	541	427	248	70	27
構成比	23.6%	17.4%	24.9%	14.0%	11.1%	6.4%	1.8%	0.7%

適用職員数 3,852人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。（以下本表について同じ。）

その2 教育職給料表（2）

級号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		1		
14				
15		2		
16				
17		1		
18				
19				
20		1		
21				
22		1		
23				
24				
25			5	
26				
27				
28				
29			4	
30				
31				
32				
33			2	
34				
35				
36				
37			3	
38				
39				
40		1		
41			3	
42				
43				
44		2		
45				
46		1		
47				
48		2		
49				
50				
51				
52		1		
53			1	
54				
55				
56				
57			4	
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65			2	
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72		2		
73				
74			2	
75				
76			1	
77				
78			2	
79				
80				

級号給	1	2	3	4
81	人	人	人	人
82	1	1	1	1
83	1	1	1	1
84	1	1	1	1
85		1		
86		1		
87			2	
88			3	
89			1	
90			2	
91			1	
92			1	
93	1	19		
94		2		
95				
96				
97		1		
98		2		
99				
100				
101			1	
102			1	
103			2	
104				
105		1		
106		2		
107				
108				
109		2		
110		1		
111		3		
112		1		
113				
114		1		
115				
116				
117				
118		3		
119				
120				
121		1		
122		1		
123				
124				
125				
126				
127				
128		2		
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136		2		
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145		1		
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152		1		
153				
154				
155				
156				
157				
計	0	84	27	0
構成比	—	75.7%	24.3%	—

適用職員数	111人
-------	------

その3 教育職給料表（3）

級号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		67			
18					
19		9			
20		73			
21		16			
22		16			
23					
24		74			25
25		7			22
26		8			24
27		13			9
28		72			9
29		5			6
30		7			1
31		1			3
32		12			3
33		5			3
34		64			3
35		2			4
36		22			
37		3			11
38		30			
39		6			
40		24			
41		3			
42		50			
43		7			
44		56			
45		6			
46		12			
47		5			
48		52			
49		1			
50		19			
51		9			
52		26			
53		8			
54		37			
55		3			
56		19			
57		12			
58		42			
59		7			
60		34			
61		4			
62		18			
63		9			
64		27			
65		21		1	
66		18			
67		12			
68		15			
69		14			
70		19			
71		18		1	
72		8			
73		18		1	
74		4		1	
75		10		1	
76		11		2	
77		18		3	
78		12		1	
79		23		3	
80		9		1	

級号給	1	2	特2	3	4
81	人	人	人	人	人
82	6	2	3	6	
83	6	1	6	2	
84	13	1	2	10	
85	18	3	1	1	
86	9	2	3	3	
87	12	4	3	4	
88	12	1	4	4	
89		15	1	3	
90		12	5	1	
91		8	3	4	
92		7	3	11	
93		10	2	88	
94		12			
95		16	1		
96		22	1		
97		20	1		
98		15	3		
99		15	4		
100		14	1		
101		20	6		
102		12	2		
103		18			
104		12	3		
105		11	2		
106		16	2		
107		14	1		
108		12	1		
109		14	19		
110		13			
111		17			
112		14			
113		7			
114		12			
115		12			
116		13			
117		10			
118		6			
119		15			
120		17			
121		12			
122		13			
123		14			
124		17			
125		25			
126		14			
127		16			
128		8			
129		8			
130		16			
131		4			
132		10			
133		13			
134		11			
135		12			
136		12			
137		2			
138		10			
139		6			
140		18			
141		17			
142		15			
143		15			
144		17			
145		27			
146		21			
147		28			
148		48			
149		53			
150		25			
151		54			
152		27			
153		26			
154		5			
155		2			
156		3			
157					
計	0	2,366	75	152	123
構成比	—	87.1%	2.8%	5.6%	4.5%

適用職員数 2,716人

その4 保育幼児教育職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25	1	3				
26						
27						
28		16				
29	9	1	1			
30	1	3				
31						
32	7					
33						
34	1	4				
35						
36	1	2				
37						
38	5	7	2			
39		2				
40						1
41						1
42	6	8				5
43		2				
44		1	1			
45				1		
46	7	1		1		
47		2				
48		2	3			
49	1	5	1			
50	10	2	2			
51		2	2			
52	2	5	3			
53		3				
54	3	3	2			
55			3			
56	12	1		1		1
57		2				
58	1		1			
59	1		1			
60	10	1				
61			2			
62				1		
63			3	1		
64	10	1	1	1	1	1
65			1			
66	1		1			
67			2			
68		1	1			1

級 号給	1	2	3	4	5	6
69	人	人	人	人	人	人
70		1				1
71		1				
72		1		1		
73		1			2	
74		1	1	1		
75		1	1	1		
76		1	1	2	2	
77			1		1	
78		1		1	1	
79			4	2		
80			2	1	3	
81			1		1	
82			1		1	
83			1		1	
84		1	1			1
85				1		
86			1			
87		1	1			
88						1
89					1	
90					1	
91					1	
92		1				
93				1		
94			1			
95			1			
96			1			
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103		1				
104						
105						
106						
107			1	1		
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115		1				
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126			1			
127						
128						
129						
計	89	94	53	22	12	7
構成比	32.1%	33.9%	19.1%	7.9%	4.3%	2.5%

適用職員数	277人
-------	------

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60			1		
61					
62					
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
65	人	人	人	人	人
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	3	1
構成比	—	—	20.0%	60.0%	20.0%

適用職員数	5人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13		1						
14								
15			1					
16								
17								1
18								
19					1			
20								
21								
22			2					
23			1					
24								
25		1						
26								
27		1						
28								
29								
30			1					
31								
32								
33							1	
34							1	
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44							1	
45						1		
46								
47								
48								
49						1		
50								
51						1		
52							1	
53					1			
54								
55								
56					1			
57								
58								
59								
60							1	
61								
62								
63						2		
64					1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
65	人	人	人	人	人	人	人	人
66					1			
67					1			
68						4		
69					2			
70					2			
71					1			
72						1		
73								
74								
75								
76								
77						3		
78								
79								
80						1		
81								
82						1		
83								
84						1		
85						7		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100				1				
101								
102								
103								
104								
105				1				
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	7	1	6	26	7	2	1
構成比	—	14.0%	2.0%	12.0%	52.0%	14.0%	4.0%	2.0%

適用職員数	50人
-------	-----

その7 医療職給料表（3）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
1							
2							
3							
4							
5							
6				5 1			
7							
8							
9				3 4			
10							
11							
12							
13				2			
14							
15							
16		10					
17					1 2		
18							
19			6	1 2			
20							
21				1 2			
22					3 1		
23					2		
24		2					
25			7				
26			10 3	1	1		
27							
28							
29			1				
30					1 1		
31							
32							
33					1 3		
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41				2	1		
42						1	
43						1	
44							
45				1			
46					1		
47					1		
48						2	
49		1		2			
50							
51					1		
52					1		
53				2	2		
54							
55				1	1		
56							
57						1	
58						1	
59							
60			1	2			
61						1	
62						1	
63							
64							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65	人	人	人	人	人	人	人
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72					1		
73							
74							
75							
76			1				
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92					1		
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169	0	40	24	29	16	0	0
構成比	—	36.7%	22.0%	26.6%	14.7%	—	—

適用職員数	109人
-------	------

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					1
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44		1			
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58		1			
59				1	
60					
61		1			
62					
63		1			
64					
65		1			
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

級号給	1	2	特2	3	4
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82				1	
83				1	
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94				1	
95				1	
96					
97					
98				1	
99					
100					
101				1	
102					
103					
104					
105				1	
106					
107					
108					
109				1	
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116				1	
117				1	
118				1	
119				1	
120				1	
121					
122					
123				1	
124					
125				1	
126				1	
127					
128					
129				1	
130				1	
131				1	
132				1	
133				1	
134				1	
135				1	
136				1	
137				1	
138				1	
139				2	
140				1	
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	31	1	1	1
構成比	—	91.2%	2.9%	2.9%	2.9%

適用職員数	34人
-------	-----

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	4	人	人	人	人	人	人	人
19歳	6							
20歳	6							
21歳	7							
22歳	72							
23歳	76							
24歳	71							
25歳	79							
26歳	95							
27歳	87							
28歳	84	1						
29歳	76	7						
30歳	91	6				1		
31歳	43	43						
32歳	25	67	3					
33歳	16	73	2					
34歳	14	78	7	2				
35歳	11	41	10	2				
36歳	6	52	19	8				
37歳	7	35	24	6				
38歳	9	35	34	7				
39歳	8	21	35	9				
40歳	5	12	49	12	1			
41歳	4	14	59	20	2			
42歳	3	10	41	21	1			1
43歳	2	7	55	18	7			
44歳	3	12	60	27	3			1
45歳		13	59	26	7			
46歳		13	50	36	12			
47歳		15	73	40	34	1		
48歳		17	75	44	38	2		
49歳		7	46	48	43	4	1	
50歳		7	44	43	33	19		
51歳		2	34	27	37	24	1	
52歳		6	31	25	37	20	1	
53歳		2	26	27	40	17	3	
54歳		12	24	20	28	26	5	1
55歳		14	20	12	32	32	6	1
56歳		15	11	15	18	32	9	1
57歳		19	22	15	21	31	18	6
58歳		6	27	15	24	23	14	7
59歳		8	19	16	9	16	12	9
60歳以上								
計	910	670	959	541	427	248	70	27
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	27.9	39.4	46.6	48.7	51.9	54.8	57.1	57.1

その2 教育職給料表（2）

年齢 級	1	2	3	4
18歳	人	人	人	人
19歳				
20歳				
21歳		1		
22歳		3		
23歳		2		
24歳		5		
25歳				
26歳		4		
27歳		1		
28歳		4		
29歳		6		
30歳		2		
31歳		5		
32歳		2		
33歳		2		
34歳				
35歳				
36歳		2		
37歳		4		
38歳		1		
39歳		1		
40歳		5		
41歳		3		
42歳		3		
43歳		3		
44歳		4		
45歳		7		
46歳		3		
47歳		3		
48歳		2		
49歳		2		2
50歳		1		4
51歳				
52歳			2	
53歳		1		4
54歳		1		1
55歳		1		3
56歳				5
57歳				4
58歳				2
59歳				
60歳以上				
計	0	84	27	0
平均年齢	歳 —	歳 37.2	歳 54.5	歳 —

その3 教育職給料表（3）

年齢 級	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳		62			
22歳		101			
23歳		105			
24歳		96			
25歳					
26歳		90			
27歳		85			
28歳		85			
29歳		83			
30歳		93			
31歳		80			
32歳		53			
33歳		73			
34歳		63			
35歳		54			
36歳		59			
37歳		57			
38歳		52			
39歳		61			
40歳		54			
41歳		50			
42歳		55			
43歳		60	1		
44歳		46	1		
45歳		44	4		
46歳		58	1		
47歳		58	12	1	
48歳		54	3	4	
49歳		52	7	10	
50歳		31	8	7	
51歳		38	7	14	
52歳		38	4	13	
53歳		33	4	26	3
54歳		53	7	28	4
55歳		48	1	18	7
56歳		63	1	16	17
57歳		51	6	7	32
58歳		58	4	5	30
59歳		69	4	3	30
60歳以上		1			
計	0	2,366	75	152	123
平均年齢	歳 —	歳 38.6	歳 51.7	歳 53.8	歳 57.7

その4 保育幼児教育職給料表

年齢 級	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	10					
23歳	8					
24歳	7					
25歳	5					
26歳	8					
27歳	11					
28歳	15					
29歳	13					
30歳	9					
31歳	3	14				
32歳		11				
33歳		9				
34歳		9				
35歳		9				
36歳		11				
37歳		4	2			
38歳		5				
39歳		3	1			
40歳		2	3			
41歳		3	2			
42歳		1	7			
43歳		1	4			
44歳		2	4			
45歳		2	4			
46歳		2	4			
47歳		2	6	2		
48歳			3	1		
49歳			3	3		
50歳		2	4	8	1	
51歳		1	1	4		
52歳			2		1	
53歳				2	3	
54歳		1		1		
55歳			1		2	
56歳			1		1	1
57歳					2	2
58歳			1	1		2
59歳					2	2
60歳以上						
計	89	94	53	22	12	7
平均年齢	歳 27.0	歳 36.7	歳 46.1	歳 50.9	歳 55.5	歳 58.1

その5 医療職給料表（1）

年齢 級	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳			1		
47歳					
48歳					
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳					
54歳				1	
55歳					
56歳					
57歳				1	
58歳					
59歳					
60歳以上				1	1
計	0	0	1	3	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 46.5	歳 57.6	歳 61.6

その6 医療職給料表（2）

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳		2						
25歳		2						
26歳		1	1					
27歳		2						
28歳								
29歳								
30歳								
31歳								
32歳								
33歳				1				
34歳								
35歳								
36歳								
37歳								
38歳								
39歳								
40歳				1				
41歳					1	2		
42歳					1			
43歳						1		
44歳								
45歳						1		
46歳						4		
47歳						1		
48歳					1	3		
49歳						4		
50歳						1		
51歳						5	1	
52歳						1	2	
53歳						2		1
54歳							2	1
55歳								
56歳					1			
57歳							2	
58歳								1
59歳				1				
60歳以上								
計	0	7	1	6	26	7	2	1
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	25.8	26.3	44.2	49.0	54.6	54.0	59.9

その7 医療職給料表（3）

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7
18歳	人	人	人	人	人	人	人
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		8					
23歳		8					
24歳		8					
25歳		13					
26歳			7				
27歳			4				
28歳		1	1				
29歳			4				
30歳			3				
31歳			3				
32歳				2			
33歳				5			
34歳		1		3			
35歳				1			
36歳				2			
37歳				2			
38歳				2			
39歳				3			
40歳				5			
41歳				1			
42歳				3	2		
43歳					5		
44歳					2		
45歳					2		
46歳			1		2		
47歳					1		
48歳			1		1		
49歳					1		
50歳							
51歳							
52歳							
53歳							
54歳							
55歳					1		
56歳							
57歳							
58歳							
59歳							
60歳以上		1					
計	0	40	24	29	16	0	0
平均年齢	歳 —	歳 25.5	歳 30.0	歳 37.4	歳 45.4	歳 —	歳 —

その8 教育職給料表（一）[岡山県]

年齢 級	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳		1			
32歳					
33歳					
34歳					
35歳		1			
36歳		1			
37歳					
38歳		1			
39歳			1		
40歳		2			
41歳				1	
42歳					
43歳		2			
44歳			1		
45歳					
46歳					
47歳		3			
48歳			1		
49歳			3		
50歳			1		
51歳		1			
52歳			1		
53歳			3		
54歳					
55歳		2			
56歳					
57歳					
58歳		3			
59歳			3		
60歳以上					
計	0	31	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 48.8	歳 41.3	歳 52.0	歳 57.4

第4表 扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 扶養親族で特定期間 にある子を有する者	うち 扶養親族である 父母等を有する者
1 人	994	323	618	264	53
2 人	1,043	299	1,030	430	20
3 人	734	461	732	316	8
4 人	179	159	179	61	9
5 人	30	26	30	16	5
6 人以上	5	4	5	3	1
計	2,985	1,272	2,594	1,090	96

- (注) 1 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。
 2 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。
 3 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、21,623円である。
 4 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

第5表 住居手当の支給状況

区分	職員数
支給されている職員（借家・借間に居住する職員）	1,862 人
手当月額 11,000円以下の受給者	2
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	459
手当月額 27,000円の受給者	1,401
支給されていない職員	5,259
計	7,121
支給されている職員 1人当たり平均手当月額	26,089 円

第6表 通勤手当の支給状況

区分	職員数
支給されている職員	人 6,602
交通機関等利用者	303
交通用具（自動車等）使用者 （手当月額）	6,001
2km未満 (3,800円)	1
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	1,413
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	2,326
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	1,283
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	577
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	204
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	106
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	55
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	20
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	8
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	4
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	2
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	0
片道60km以上 (26,400円)	2
交通機関等と交通用具の併用者	298
支給されていない職員	519
計	7,121
支給されている職員 1人当たり平均手当月額	円 8,427

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,852	111	2,716	277	5	50	109	7,120
受給者数 (人)	772	27	275	19	5	7	0	1,105
1種 【理事級】 (130,500円)	0							0
2種 【局長級】 (109,600円)	27							27
3種 【部長級】 (84,700円)	70				1	1		72
4－1種 【課長級】 (81,100円)	3	0		0	0	0	0	3
4－2種 【課長級】 (69,100円)	203	0		7	1	2	0	213
4－3種 【課長級】 (61,200円)	42	0		0	2	0	0	44
5種 【課長補佐級】 (53,000円)	427	27		12	1	4	0	471
1－1種 【校長級】 (78,900円)			1					1
1－2種 【校長級】 (70,100円)			15					15
1－3種 【校長級】 (61,400円)			48					48
1－4種 【校長級】 (53,100円)			59					59
2－1種 【教頭級】 (52,500円)			83					83
2－2種 【教頭級】 (43,700円)			69					69
受給者割合 (%)	20	24.3	10.1	6.9	100.0	14	-	15.5
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	62,643	53,000	53,030	58,932	65,840	62,129	-	59,962

第8表 紙料表別、級別再任用職員数

その1 フルタイム勤務職員

給料表	計	級								
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職給料表	人 6	人	人	人	人 4	人	人 1	人 1	人	人
教育職給料表（2）	5			斜線	5		斜線	斜線	斜線	斜線
教育職給料表（3）	128		128				斜線	斜線	斜線	斜線
教育職給料表（一） [岡山県]	1		1				斜線	斜線	斜線	斜線
計	140									
60歳	48									
61歳	28									
62歳	34									
63歳	15									
64歳	15									

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	計	級								
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職給料表	人 509	人 57	人	斜線	人 108	人 75	人 198	人 48	人 23	人
教育職給料表（2）	3		3	斜線			斜線	斜線	斜線	斜線
教育職給料表（3）	43		43				斜線	斜線	斜線	斜線
保育幼児教育職給料表	18			斜線	5	10	3			
医療職給料表（2）	4			斜線		1	1	2		
計	577									
60歳	112									
61歳	123									
62歳	109									
63歳	129									
64歳	104									

2 民間給与關係

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 328事業所

なお、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により7層に層化し、これらの層から125事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第9表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係416人（事務・技術関係職種の調査実人員411人）、初任給関係以外の調査職種3,946人（事務・技術関係職種の調査実人員3,800人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は13,093人であり、うち事務・技術関係職種は12,121人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
産 業 計	107	47	42	18
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建 設 業	11	5	5	1
製 造 業	36	16	13	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業, 郵便業	26	10	11	5
卸 売 業 , 小 売 業	12	3	8	1
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業	8	7	1	0
教 育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	14	6	4	4

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 17 所あった。

2 調査対象事業所 125 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 124 所に占める調査完了事業所 107 所の割合（調査完了率）は、86.3%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
事務	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	53.5	888,243	117	888,126	
	短 大 卒	8	53.5	858,500	94	858,406	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	51.5	620,230	0	620,230	
	工 場 長	2	49.5	559,320	0	559,320	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	49.5	559,320	0	559,320	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	158	53.5	581,383	1,670	579,713	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	124	53.5	586,777	1,730	585,047	
	短 大 卒	9	54.5	557,066	4,608	552,458	
	高 校 卒	25	51.5	564,554	277	564,277	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	106	52.5	604,645	4,380	600,265	同 上
	大 学 卒	75	52.5	603,453	3,382	600,071	
	短 大 卒	9	53.5	636,112	2,925	633,187	
	高 校 卒	22	54.5	594,365	8,393	585,972	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	85	54.5	601,315	25,210	576,105	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	74	54.5	613,121	27,841	585,280	
	短 大 卒	3	54.5	480,500	22,263	458,237	
	高 校 卒	8	52.5	530,602	0	530,602	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	28	49.5	521,659	11,761	509,898	同 上
	大 学 卒	21	49.5	533,702	7,059	526,643	
	短 大 卒	3	49.5	436,944	8,131	428,813	
	高 校 卒	3	48.5	511,755	56,721	455,034	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技術	事務課長	252	51.5	543,872	17,028	526,844	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	200	51.5	553,207	20,260	532,947	
	短 大 卒	22	51.5	478,241	3,846	474,395	
	高 校 卒	29	51.5	525,193	1,603	523,590	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技術課長	220	49.5	517,995	6,044	511,951	同 上
	大 学 卒	140	47.5	522,022	5,571	516,451	
	短 大 卒	18	50.5	503,358	139	503,219	
	高 校 卒	61	51.5	511,105	9,014	502,091	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	109	47.5	512,121	65,381	446,740	
	短大卒	91	47.5	521,651	68,705	452,946	
	高校卒	9	52.5	420,485	42,504	377,981	
	中学卒	8	54.5	460,443	42,126	418,317	
	技術課長代理	*	*	*	*	*	同上
	大学卒	40	48.5	533,869	48,842	485,027	
	短大卒	32	48.5	526,324	51,876	474,448	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	7	50.5	566,168	41,961	524,207	
技術	事務係長	280	46.5	454,338	50,721	403,617	係の長及び係長級専門職
	大学卒	197	45.5	460,808	52,318	408,490	
	短大卒	36	48.5	441,185	53,528	387,657	
	高校卒	47	50.5	436,887	41,638	395,249	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	269	44.5	466,839	68,562	398,277	同上
	大学卒	147	40.5	444,120	70,257	373,863	
	短大卒	26	44.5	428,484	55,913	372,571	
	高校卒	96	51.5	505,387	68,154	437,233	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	183	42.5	385,253	46,155	339,098	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	125	40.5	400,504	49,066	351,438	
	短大卒	22	45.5	346,836	40,264	306,572	
	高校卒	36	47.5	356,785	39,814	316,971	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	227	42.5	407,928	76,398	331,530	同上
	大学卒	141	41.5	420,604	81,230	339,374	
	短大卒	26	46.5	368,253	63,877	304,376	
	高校卒	59	42.5	393,362	69,824	323,538	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	事務係員	1,133	39.5	311,204	31,421	279,783	
	大学卒	717	36.5	319,073	34,486	284,587	
	短大卒	147	44.5	297,270	28,260	269,010	
	高校卒	268	44.5	296,508	24,423	272,085	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係員	697	35.5	341,581	59,291	282,290	
	大学卒	414	34.5	346,131	65,367	280,764	
	短大卒	108	37.5	340,193	57,012	283,181	
	高校卒	172	38.5	331,215	45,750	285,465	
	中学卒	3	43.5	305,768	10,368	295,400	

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

(2) 規模500人以上

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人 9	歳 53.5	円 939,128	円 140	円 938,988	
	大学卒	8	53.5	858,500	94	858,406	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	2	49.5	559,320	0	559,320	
	大学卒	2	49.5	559,320	0	559,320	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	83	54.5	604,211	1,738	602,473	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	69	54.5	597,883	2,115	595,768	
	短大卒	3	55.5	608,789	0	608,789	
	高校卒	11	53.5	637,812	70	637,742	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	60	53.5	638,450	4,908	633,542	
	大学卒	45	53.5	638,379	3,386	634,993	同 上
	短大卒	4	54.5	698,098	0	698,098	
	高校卒	11	54.5	615,360	13,190	602,170	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	37	55.5	584,554	110	584,444	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	31	55.5	592,796	131	592,665	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	5	52.5	556,709	0	556,709	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	11	53.5	609,103	28,010	581,093	
	大学卒	8	53.5	615,547	16,481	599,066	同 上
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	52.5	581,170	91,952	489,218	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技術課長	事務課長	134	50.5	585,565	8,330	577,235	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	101	49.5	598,912	10,255	588,657	
	短大卒	13	49.5	511,324	4,079	507,245	
	高校卒	20	52.5	557,469	65	557,404	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	136	50.5	556,672	4,440	552,232	
	大学卒	83	48.5	564,046	4,797	559,249	同 上
	短大卒	10	50.5	546,283	0	546,283	
	高校卒	42	53.5	541,429	4,798	536,631	
	中学卒	1	*	*	*	*	

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	43	44.5	547,382	49,662	497,720	
	短大卒	30	41.5	580,410	50,615	529,795	
	高校卒	7	50.5	470,995	51,459	419,536	
	中学卒	5	54.5	433,104	41,417	391,687	
	技術課長代理	*	*	*	*	*	
	大学卒	15	49.5	638,674	59,887	578,787	同上
	短大卒	10	49.5	653,851	72,409	581,442	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	4	49.5	625,227	44,997	580,230	
技術	事務係長	134	46.5	492,526	77,250	415,276	係の長及び係長級専門職
	大学卒	100	44.5	500,285	82,097	418,188	
	短大卒	10	47.5	497,554	93,696	403,858	
	高校卒	24	53.5	456,879	49,528	407,351	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	151	45.5	486,302	68,762	417,540	同上
	大学卒	76	39.5	453,601	68,483	385,118	
	短大卒	7	51.5	567,613	70,583	497,030	
	高校卒	68	52.5	521,643	69,001	452,642	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	84	43.5	433,850	65,405	368,445	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	62	41.5	449,923	70,565	379,358	
	短大卒	7	46.5	415,280	56,995	358,285	
	高校卒	15	50.5	377,118	48,347	328,771	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	89	44.5	478,188	105,138	373,050	同上
	大学卒	67	43.5	477,887	104,189	373,698	
	短大卒	8	49.5	451,134	92,395	358,739	
	高校卒	14	45.5	493,236	115,960	377,276	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	600	39.5	324,022	36,528	287,494	
	大学卒	371	36.5	333,732	42,086	291,646	
	短大卒	82	45.5	311,147	28,651	282,496	
	高校卒	146	44.5	304,983	25,918	279,065	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係員	337	36.5	373,801	60,415	313,386	
	大学卒	203	35.5	381,508	68,314	313,194	
	短大卒	54	37.5	350,104	54,631	295,473	
	高校卒	80	40.5	370,798	45,077	325,721	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(3) 規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人	歳	円	円	円	
	大学卒	2	51.5	620,230	0	620,230	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	2	51.5	620,230	0	620,230	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	-	-	-	-	-	
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	62	52.5	575,722	405	575,317	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	45	52.5	592,564	417	592,147	
	短大卒	4	51.5	571,434	0	571,434	
	高校卒	13	50.5	515,550	489	515,061	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	40	50.5	580,616	3,206	577,410	
	大学卒	27	49.5	570,380	2,865	567,515	同上
	短大卒	3	50.5	610,872	9,172	601,700	
	高校卒	10	53.5	598,623	2,316	596,307	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	46	54.5	611,871	43,075	568,796	前記部長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	41	54.5	625,949	46,709	579,240	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	短大卒	2	53.5	491,688	30,261	461,427	
	高校卒	3	51.5	494,103	0	494,103	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	15	48.5	474,992	0	474,992	
	大学卒	12	48.5	489,074	0	489,074	同上
	短大卒	2	48.5	428,000	0	428,000	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	事務課長	99	52.5	508,545	31,520	477,025	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	84	52.5	518,189	35,414	482,775	
	短大卒	6	54.5	432,829	3,738	429,091	
	高校卒	8	49.5	455,926	5,675	450,251	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術課長	72	47.5	461,257	5,368	455,889	
	大学卒	52	46.5	462,205	7,082	455,123	同上
	短大卒	8	50.5	454,024	300	453,724	
	高校卒	12	50.5	462,075	1,078	460,997	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	53	50.5	517,555	85,919	431,636	
	短大卒	48	50.5	526,259	90,154	436,105	
	高校卒	2	57.5	303,645	21,788	281,857	
	中学卒	3	54.5	496,060	43,050	453,010	
	技術課長代理	25	48.5	474,605	42,596	432,009	同上
	大学卒	22	47.5	472,561	43,219	429,342	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	51.5	489,600	38,025	451,575	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	128	46.5	433,086	32,095	400,991	係の長及び係長級専門職
	大学卒	84	46.5	435,011	27,185	407,826	
	短大卒	25	48.5	424,615	41,625	382,990	
	高校卒	19	47.5	436,477	40,872	395,605	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	104	42.5	417,559	76,605	340,954	同上
	大学卒	66	42.5	423,283	79,443	343,840	
	短大卒	17	41.5	378,327	57,560	320,767	
	高校卒	21	46.5	431,952	83,402	348,550	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	87	42.5	358,411	35,698	322,713	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	56	40.5	362,557	34,077	328,480	
	短大卒	13	46.5	332,265	33,533	298,732	
	高校卒	18	46.5	364,783	42,528	322,255	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	130	41.5	354,960	57,077	297,883	同上
	大学卒	70	39.5	358,810	60,642	298,168	
	短大卒	18	45.5	323,700	48,547	275,153	
	高校卒	41	42.5	361,374	54,505	306,869	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	事務係員	402	38.5	308,430	30,083	278,347	
	大学卒	279	35.5	311,043	28,663	282,380	
	短大卒	48	43.5	293,585	33,883	259,702	
	高校卒	75	44.5	307,781	33,394	274,387	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	302	35.5	325,731	65,592	260,139	
	大学卒	179	33.5	328,956	70,599	258,357	
	短大卒	39	38.5	354,223	72,548	281,675	
	高校卒	81	37.5	301,555	49,923	251,632	
	中学卒	3	43.5	305,768	10,368	295,400	

(4) 規模100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	13	55.5	511,223	5,620	505,603	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	56.5	522,397	4,306	518,091	
	短大卒	2	57.5	492,500	15,000	477,500	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	6	55.5	505,797	6,667	499,130	同上
	大学卒	3	53.5	484,394	6,667	477,727	
	短大卒	2	55.5	580,800	0	580,800	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	2	54.5	608,540	0	608,540	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	2	54.5	608,540	0	608,540	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	2	45.5	475,000	20,000	455,000	同上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務課長	19	51.5	480,350	526	479,824	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	15	51.5	487,560	0	487,560	
	短大卒	3	51.5	446,884	3,333	443,551	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	12	46.5	443,785	22,121	421,664	同上
	大学卒	5	44.5	439,960	4,000	435,960	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	7	48.5	446,517	35,064	411,453	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	13	44.5	406,512	6,635	399,877	
	短大卒	13	44.5	406,512	6,635	399,877	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	18	47.5	357,630	3,166	354,464	係の長及び係長級専門職
	大学卒	13	47.5	358,245	1,014	357,231	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	4	48.5	354,153	10,951	343,202	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	14	44.5	393,513	20,947	372,566	同上
	大学卒	5	42.5	397,273	27,182	370,091	
	短大卒	2	43.5	322,021	759	321,262	
	高校卒	7	47.5	411,254	22,261	388,993	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	12	37.5	291,171	8,013	283,158	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	7	36.5	318,487	4,969	313,518	
	短大卒	2	41.5	248,695	30,685	218,010	
	高校卒	3	38.5	255,750	0	255,750	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	8	35.5	333,710	19,484	314,226	同上
	大学卒	4	39.5	360,000	5,000	355,000	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	31.5	307,420	33,968	273,452	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	131	40.5	274,056	17,241	256,815	
	大学卒	67	35.5	286,273	23,582	262,691	
	短大卒	17	41.5	255,959	13,138	242,821	
	高校卒	47	46.5	262,659	9,368	253,291	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	58	34.5	276,128	21,897	254,231	
	大学卒	32	33.5	273,464	21,202	252,262	
	短大卒	15	36.5	277,341	24,014	253,327	
	高校卒	11	33.5	282,892	20,844	262,048	
	中学卒	-	-	-	-	-	

その2 公民給与比較の対象外職種

規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
技能 ・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	{見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
	研 究 所 長	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究部(課)長	6	50.5	448,144	123	448,021	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	3	38.5	454,117	105,210	348,907	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	10	39.5	442,905	113,833	329,072	{下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	26	29.5	339,351	81,228	258,123	
	研 究 补 助 員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	-	-	-	-	-	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	-	-	-	-	-	
	診療放射線技師	-	-	-	-	-	
	臨 床 検 査 技 師	-	-	-	-	-	
	栄 養 士	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	理 学 療 法 士	-	-	-	-	-	
	作 業 療 法 士	-	-	-	-	-	
	総 看 護 師 長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	-	-	-	-	-	部下に看護師又は准看護師5人以上
高 等 学 校 教 職	看 護 師	-	-	-	-	-	
	准 看 護 師	-	-	-	-	-	
	大 学 学 長・副学長・学 部 長	10	58.5	733,889	0	733,889	
	大 学 教 授	32	55.5	652,184	0	652,184	
	大 学 准 教 授	28	46.5	521,524	0	521,524	
	大 学 講 師	23	40.5	453,646	0	453,646	
教 育 関 係 職 種	大 学 助 教	8	37.5	398,375	0	398,375	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

項目 学歴	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	49.9	(28.0)	(72.0)	(0.0)	50.1
高校卒	20.8	(33.0)	(67.0)	(0.0)	79.2

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職種	学歴	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者計		197,025	179,851	167,633
新卒事務員		194,897	178,042	163,975
新卒技術者		201,503	183,664	172,602

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒193,949円、短大卒170,156円、高校卒159,135円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	29.7	9.9	0.0	60.4
課長級	24.0	9.1	0.0	66.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし
		増額	減額	変化なし		
係員	92.6	91.4	25.0	4.7	61.6	1.2
課長級	84.8	82.4	22.3	4.7	55.3	2.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位 : %)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する		配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
78.9	(80.1)	[80.4]	[19.6]	(19.9)	21.1	

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位 : 円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,616
配偶者と子1人	17,153
配偶者と子2人	22,100

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の支給月額は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位 : %)

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
59.1	(23.9)		(76.1)	40.9

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位 : %)

検討している	検討していない
24.0	76.0

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	46.6	53.4
課長級	39.5	60.5
部長級(非役員)	40.1	59.9

第18表 民間における特別給の支給状況

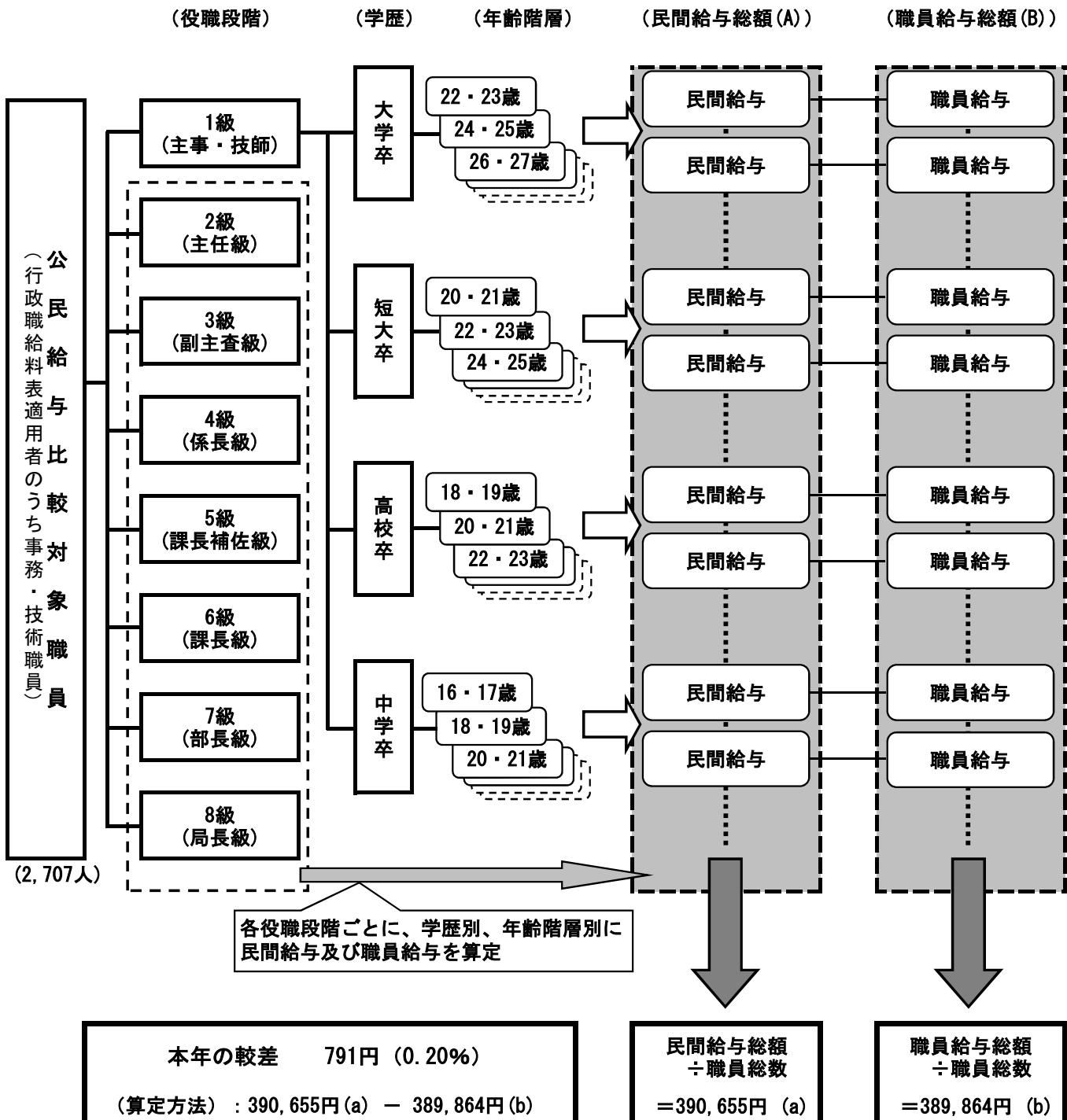
平均所定内給与月額	下半期(A1)	332,435円
	上半期(A2)	331,836円
特別給の支給額	下半期(B1)	747,695円
	上半期(B2)	713,758円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.25月分
	上半期(B2/A2)	2.15月分
	年間	4.40月分

(注) 「下半期」とは令和3年8月から令和4年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給とのそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第20表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職 員 (行政職給料表)		民 間 従 業 員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局 長 級	支店長、工場長		
7級	部 長 級	部長、部次長	支店長、工場長	
6級	課 長 級	課 長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課 長	部長、部次長 課 長
4級	係 長 級	係 長	課長代理	課長代理
3級	副 主 査 級		係 長	係 長
2級	主 任 級	主 任	主 任	主 任
1級	主事・技師		係 員	係 員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

3 生計費關係

3 生計費関係

令和4年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方針により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費	・	・	・	食料
住 居 関 係 費	・	・	・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・	・	・	被服及び履物
雜 費 I	・	・	・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雜 費 II	・	・	・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）(単位：円)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	27,380	34,700	44,440	54,180	63,920
住 居 関 係 費	40,180	71,270	56,870	42,470	28,070
被服・履物費	5,310	3,660	5,730	7,800	9,870
雜 費 I	23,430	38,520	55,390	72,260	89,110
雜 費 II	13,870	25,640	30,480	35,300	40,140
計	110,170	173,790	192,910	212,010	231,110

4 労 働 經 濟 関 係

4 労働経済関係

第22表 労働経済指標

項目		年月		令和3年				
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまつて支給する給与 [調査産業計]	全国	金額(円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048
		前年同月比(%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3	
		岡山県	金額(円)	265,841	264,233	264,607	263,513	263,264
	うち 所定内給与	全国	金額(円)	275,920	272,097	274,365	274,013	271,923
		前年同月比(%)	1.1	1.4	0.8	0.7	0.7	
		岡山県	金額(円)	244,587	244,065	245,219	243,299	242,930
		総実労働時間数 [調査産業計]	全国(時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	135.8
	うち所定外 労働時間	岡山県(時間)	151.2	137.6	149.3	146.7	138.4	
		全国(時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	
		岡山県(時間)	12.1	11.0	10.6	10.8	10.4	
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額(円)	301,043	281,063	260,285	267,710	266,638
		前年同月比(%)	12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	
	勤労者世帯	岡山市	金額(円)	304,307	262,786	261,346	254,544	237,071
		前年同月比(%)	24.0	7.8	2.0	△ 0.7	△ 5.7	
		全国	金額(円)	338,638	317,681	281,173	302,774	294,112
		岡山市	前年同月比(%)	11.5	13.1	△ 5.8	4.9	△ 3.4
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4
		岡山市	前年同月比(%)	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比(%)	3.5	4.8	4.9	5.6	5.6	
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)	前年同月比(%)	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)	(倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)	(%)	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)	前期比(%)	0.4			△ 0.4		

(注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまつて支給する給与」及び「所定内給与」は令和2年基準である。

3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

				令和4年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194
1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2
264,957	268,180	265,838	267,801	267,153	265,913	272,178	272,492	270,071
△ 0.4	△ 2.5	△ 0.6	△ 1.0	0.3	1.1	2.2	2.5	2.2
273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201
0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9
244,868	246,375	245,782	245,423	243,822	243,586	249,049	249,458	248,038
141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
144.5	147.1	148.9	147.4	138.3	137.7	147.5	148.4	139.5
11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
10.9	11.7	11.6	12.1	11.2	11.3	12.1	11.8	11.6
265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510	287,687
△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	2.4
232,414	282,297	290,035	300,894	309,321	227,605	269,595	309,041	351,611
△ 16.4	10.2	14.9	5.0	4.2	△ 22.6	△ 10.9	1.6	33.8
295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979
△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9
249,288	302,562	310,158	310,645	363,691	253,308	283,478	351,788	391,483
△ 19.8	5.9	9.7	△ 1.1	15.3	△ 26.4	△ 17.0	8.5	46.4
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
0.1	0.1	0.5	0.4	0.1	0.3	0.4	1.6	2.0
6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.9	9.3
△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9
1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6
	1.0			0.1			0.9	